

子どものけがをめぐる親の要求に対する 保育者のかかわりの検討

—ある園の場合—

金澤 妙子*

Dealing with the Parents' Persistent Complaints over their Children's Minor Injuries

—A Case Study at a Nursery School—

Taeko KANAZAWA

1. はじめに

子どもが園で安全に過ごせることは保育の大前提である。学校管理下での災害(負傷・疾病)の発生件数・発生率(平成26年)は保育所41,840件である¹⁾。内閣府が公表しているところによれば²⁾、平成27年4月1日から平成27年12月31日の期間内に報告のあった事故報告件数399件のうち負傷(死亡を除く)は385件である。ただし、これらは、「教育・保育施設等で発生した死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等」³⁾でありこれよりも小さな事故、報告されなかったものを含めると、もっと多いことは言うまでもないだろう。何事もない時には当たり前で意識されないが、安全は保育者の配慮や努力で確保されながらも、乳幼児を対象にする保育の場では、完全に避けることのできないものとしてあり続ける。生命を脅かす・大きな後遺症を残す事故への備えや避けるための努力、対応はさることながら、日常的に起こるひっかきや噛みつきなど、小さな傷やけがが起こり得る可能性は多々あり、親の対応も含めなかなか難しい。医療機関を受診・通院する必要が生じる場合はなおさらである。親の対応も寛容ではなくなっている。

平成26年4月、ある公立保育園の職員室で園長が遮光テープを細い短冊状にいくつも切り、女兒と男児の傷痕に貼り日焼け止めクリームを塗る姿が目に入った。前年5月、園内での切り傷痕であること、女兒の方は家で親が処置して登園させ、在園時間中、園でケアするのではなく、全面的に保育者がしている点に関心を持ち、その行為と保育者の意識を継続観察してきた。そこに至るまでの子どものけがをめぐる親の要求と保育者のかかわりを整理し、当該児二人の卒園までを見届けた園長に、けがの発生と子ども

や親とのその後のかかわりまでの全体を振り返ってもらうインタビューを実施したものを加えて、親の要求に対する園長の向き合い方、そのかかわりを可能にしたものを考えたい。

2. 保育所保育指針に見る安全の重要性

「保育所保育指針」では、「安全」「事故防止」「安全指導」の重要性について、随所で触れられている。「保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする〔第1章総則2保育所の役割〕」⁴⁾ 保育所では、「(イ)健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと〔3.保育の原理(1)保育の目標〕」⁵⁾ が挙げられている。

第3章保育の内容1(1)養護に関わるねらい及び内容ア生命の保持では、(ア)ねらい「②一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする」⁶⁾ とある。また(イ)内容「②家庭との連携を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める」⁷⁾ 「③清潔で安全な環境を整え、(後略)」⁸⁾ とある。さらに解説書には、②に関して「事故防止については、子どもの発達の特長や発達過程を踏まえ、子どもの行動を予測し、起こりやすい事故を想定し、環境に留意して事故防止に努めることが求められます。子どもの成長にともない行動範囲が広がるので、その活動を保障しながら、保育所全体で安全点検表などを活用しながら対策を講じ、安心、安全な保育環境をつくっていかねばなりません」⁹⁾。③に関しては「保育所は保健面や安全面に関して十分に配慮された環境でなければなりません」¹⁰⁾ とある。また「健康」の領域には、(ア)ねらい「③健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける」¹¹⁾ とある。

さらに第5章で健康及び安全を独立的に取り上げ、「子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならない」¹²⁾ と述べる。

3. 先行研究について

小澤¹³⁾ は、保育事故防止のため日本スポーツ振興センターのデータを利用し、2014年から過去15年間の幼稚園・保育所における、子どもの負傷・疾病事故の発生件数・発生率の推移及び死亡・障害事故の発生件数の推移を概観している。それによると、負傷・疾病事故の発生件数・発生率のいずれについても、15年前は幼稚園と保育所でそ

れほど差はなかったが、近年は保育所の方が多くなっていた。死亡・障害事故も、15年間の平均発生件数は保育所の方が多くなっていたとする。

また添田らは、「幼稚園・保育所に関しては、ほぼ保育中に障害事故が発生しており、その大半が外貌・露出部分の醜状障害である。乳幼児は、頭部が大きく重いため転倒、転落をおこしやすく、障害事故の約7割が上の部位に集中している」¹⁴⁾と述べる。

笠次良爾¹⁵⁾は日本スポーツ振興センターに報告された過去39年間のデータを元に、学校・園における負傷の年次推移について述べ、その特徴を子どもの発育と運動器の解剖学的特徴から考えている。それによると、年代別に負傷部位をみると、幼稚園・保育所では頭部・顔面の受傷割合が高く、年齢が高くなるにつれ上下肢、特に下肢の割合が増加していた。負傷部位の年次推移では、1978年と比べて2008年では、幼稚園・保育所・小学校において頭部と顔面を合わせた首より上を受傷する割合が増加しているが、頭部の比率はむしろ減少傾向で、顔面を受傷する割合が年々増加していた。けがは、「転落」によるものが最も多く、次いで「転倒」、「窒息・誤飲等」と続いている。

塩原ら¹⁶⁾は、A県B地区の全70施設の保育所に勤務する保育士210名を対象に、「健康及び安全」に関する業務において困難と感じる業務を明らかにし、今後の業務の在り方を検討している（看護職が勤務している保育所を除く）。それによれば、「健康及び安全」に関する業務の実施状況及び困難を感じる業務、応急処置への不安等を尋ねたところ、61.4%が応急処置への不安や悩みがあると回答している。また72.3%が医療機関の受診について「判断の難しさがあると回答している。その内容は8つのカテゴリーに分類でき、その一つに【迅速で的確な判断】がある。塩原らは、「保育士は、94.0%が疾病異常・傷害発生時の緊急処置を行っており、園児の家庭に対する保健指導・相談や保健・医療機関との連絡調整も実施していた。しかし、6割が応急処置への不安や悩みを抱え、7割が医療機関への受診についての判断の難しさを感じていることが明らかになった」¹⁷⁾と考察している。

保護者との向き合い方の難しさとしては、けがをめぐるものではないが、木曾¹⁸⁾は、発達障害が疑われるものの診断を受けていない「気になる子ども」の保護者との関係の中で現れる保育士の困り感に着目し、その変容プロセスを明らかにしている。木曾によれば、保育士の語りに関する質的な分析の結果は以下のようなものである。「第1に、「気になる子ども」の保護者に関わる際に、保育士は〈“子どものため”の思いの基盤〉を常に持ち合わせていた。第2に、〈保護者との思いの対立〉という経験を経て、保育士の働きかけが〈“子どものため”に理解を求める〉から〈保護者に合わせる〉へ変わっていった。第3に、〈保護者に合わせる〉関わりが変わっても、保育士は〈“子どものため”の思いの基盤〉と〈保護者に合わせる〉の間に葛藤を抱いていた。」¹⁹⁾

また、鈴木ら²⁰⁾は、親と保育者の関係、「家庭との連携」は、以前にまして重要な課題であるが、保育の現場からは、親との関係の難しさや親の保育・子育てに対する考え方のズレに悩む声が数多いという認識に立つ。そして親と保育者の子育ての認識のズレ

や両者の関係の困難を明らかにし、改善の方途を探ることが、重要な課題となってくると述べ、「保育者と親の子育て認識の相違に関する調査」結果から、親と保育者の食い違いを考察している。本研究の保育者と親とのかかわりは、鈴木らの研究の「保育者と親の不一致意見の特徴」のうち「親と保育者間のコミュニケーションのあり方に関わるもの」の範疇に入るものとみることもできるかもしれない。親が感じる「食い違いの特徴」として、「いじめられた」など、子ども同士のトラブルやケンカでのケガに関するものが多く見られた。また親が感じるその他の食い違いの中に、「保育についての食い違いは、数は少ないが、行事のやり方・考え方、文字・数の教育、安全管理や衛生、食事の仕方・マナー等があげられた」としている。また、「親よりは保育者の方が多く食い違いを感じていることが明らかになった」とする。

さらにイギリスの就学前教育実践を対象としたものであるが、日浦²¹⁾は、保育者の仕事は子どもを対象とするだけでなく、子どもの親もその対象にあるということにイギリスの保育者の多くは気づきつつあると述べる。これまで、保育者養成において「家庭との関わり合い」は周辺的な問題であったが、今後は養成の段階で、親との関わりについてのカリキュラムが求められると同時に、在職中の保育者が、親との関わりに関する様々な研修を受ける機会を設けることが必要であるとしている。日本でも、保護者・家庭とのかかわりは、日浦の発表時点より、こうした傾向をますます強めている。

これらの研究は、本稿で扱っている問題が、決して特別なことではないが、十分探求されるべき課題であることを示すものとする。乳幼児のけがの推移を大局的にとらえ多様な視点からけがの傾向を分析する研究は多い。それらが事故防止に資するものも多いだろう。しかし、鶴谷²²⁾は、「果たして保育者はケガの瞬間に100%立ち合うことができるのか？私の経験だと5割は立ち合えない場合が多い」と述べる。インターネットを検索すると、日常的に起きるけがへの園や保育者の対応に対して、保護者の不満や苦情も多く目にする。起きてしまったけがに、その後の対応も含めて保育者がどのように向き合い、悩み、信頼回復に努めていくか、それが果たして成就するか否かは、個別のケース過ぎる感はあるが、踏みとどまって考えてみる価値のあるものだと考える。

4. 方 法

(1) 具体的な手続き

保育実践の参与観察と園訪問時の園長への聞き取りとその記録、資料を省察する。参与観察は平成26年度4月と5月各2回計4回。観察や聞き取りは、私がこの件に関心を抱いていると園長に分かっている状態でなされ、後に発表内容として確認してもらった。インタビューは、当該児ら卒園後の平成27年7月、平成26年度で退職した園長に当該園に出向いてもらい約90分、先方の希望で録音なしで行い、メモから記録したも

の確認の上修正を行った（15往復）。

(2) 筆者の立場

私は、この地域で保育実践を検討する有志の研究会に年約2-3回約11年間参加して、園長とは既知の間柄である。

(3) 倫理的配慮

園名、地域などは除外、子どもの名前はアルファベット表記とし個人情報に配慮した。論文としてまとめることを園長に承諾して頂いた上で、聞き取りやインタビューでは、何度聞いてくれてもいいので、録音なしの方が話しやすいという園長の意見に従った。発表を前提に全体を園長に目を通してもらい園長の納得のいく表現になるまで、面談、メール、電話での確認を行った。一部を学会発表した際の会場での質問や意見、反応は聞かせて欲しいという園長の希望に応えるようにした。そのうえで、さらに聞き取りを行い、加筆分が生じると、上記と同様の確認作業を行い、正確を期した。

5. けがの発生状況、状態とそれがもとで起こったことの概略、これらへの保育者の対応

(1) 園庭に向けて配置された各クラスの出入り口にテラスと呼ぶコンクリート製の廊下がある。四歳児A子が園庭から室内に入る際、テラスに沿って敷いてあった人工芝マットで滑り転倒、額をテラスの角に打ち付けて2cmほど切り出血した。すぐ看護師（乳児クラスに配置）に見てもらい止血した。園では、あらかじめ各児のかかりつけの病・医院を各科ごとに伝えてもらってある。園長は親に連絡、家庭から指定されている〇整形外科でいいかを確認し連れて行った。3針（完治した状態で約2cmの傷痕：筆者確認）縫った。園側はけがの発生を厳粛に受け止め、万一同様に倒れてもコンクリート製の段の角にぶつからないようなスペースを確保する位置に人工芝マットを追加して敷き直し、凹凸をなくす、子ども達にはテラスに上がる際は慌てないように伝えた。当初、母親は、人工芝マットの位置を見てこんなふうにしてくれたのですねと、特に不快感や不満を抱いている様子はない。

(2) A子の件から二週間後、四歳児B男が戸外ですべり台から滑ってきた際、たまたま誰かが乗りっぱなしにしていた二輪車に目と目の間をぶつけて切り出血した。前年度年長組担任だったB男の担任は、予定どおり午後から保幼小連絡会に参加していて、午後1時過ぎ、B男が病院から治療して帰った時には不在だった。園長は迎えに来た母親（元私立保育園勤務）に担任のいない理由を話し、自分が会を欠席するよう言わなかったことも付け加えたが、翌日（土曜日）と翌々日（日曜日）に気遣う電話も訪

問もしなかったことなども合わせて、保護者には園の保育の在り方やけが後の園の対応に不満があったと考えられた。

B男がけがをした翌週の初め、父親（労災関係の仕事）が来園し、「子どもが乗り捨てた二輪車が片づけられていないのは、労災上問題」と指摘した。園長は、「けがをさせてしまったのは私たちの責任で本当に申し訳ない。ただ、ご覧になっておわかりいただけるように、実際これだけの子どもが園生活をしていて、一人の子がたまたま乗り捨てたものをすべて所定の位置に戻すことは不可能な話でもある」と正直に本音を口にしてしまい、気分を害させてしまった。B男の父親からは、今後二度とこのようなことが起こらないように通り一遍の謝罪ではなく具体的な対策を文書で示すようにという厳しい要求があった。

これら二件のけがは、処置、親の状況も含めてすぐ役所に報告した。子ども課長（元保育士）からは、保護者から連絡やクレームが入った場合にしっかり対応する旨返事があり心強かった（実際二児の保護者から役所へのクレームはなかった）。

(3) 職員会議で園長がB男の父親の要求を職員に伝える中では、以下のような確認をした。

〈園内での話し合いの内容〉

- ・ B男の保護者とのやり取りや思いを話し、求められていることへの共通理解ができるようにした。
- ・ けがをした原因や保育の現状を出し合った。その中でけがを怖がってなんでもかんでも片づけてしまうのは保育としてはベストではない。子ども自身が鈍くなっているという本音の意見も出た。「子どもが自分の身を守る力、反射神経（反射的に手が出る）は低下していると感じる。車で送り迎えしていること一つとっても、親は子どもの運動能力を育てるようなかわりはしていない。それを全部保育園のせいにされても」というところが正直な気持ち」など本音も出た。
- ・ 現状としては、多くの子どもたちが自分の思うように好きな遊びをしている中、次から次に玩具を出し、放っておくことが多い。遊びが入り混じっていて危険な場面もある。
- ・ 子どもの体力面も原因の一部かもしれないが、再発しないために、園として何ができるか、何をしていくべきかを考えた（1～4）。
 1. 子どもたちに遊具や玩具を放っておくと危険であること、次の遊びに移る時は玩具を片づけてからにすることを繰り返し話し、その場面で声をかけ見守ることで習慣化する。
 2. 玩具を片づける場所がしっかり決まっていないため、子どもに分かるように表示を見直す。
 3. 保育士は放ってある玩具、遊具を見たらその場で片づけるようにする。
 4. 保育士の立ち位置を考え、危険な場所から離れる時は他の保育士に声をかける。

(4) B男の父親が来園した週の土曜日、今度は母親がやはり担任と話をさせて欲しいと来園した。園長は心配で最初は同席した（三人で一時間位）。母親は、土日に電話も訪問もしなかったことで担任を責めたが、園長は自分が指導していなかったことを謝った。途中から、母親にやはり担任と二人にして欲しいと言われ職員室に戻ったが、心配でお茶を持って様子を見に行くと、二人で大泣きしていて、母親は「来年もこの先生に担任してもらっていい。父親の要求した文書はいらない」と言われた（二人で二時間以上）。

(5) (けがが治りかけた頃、園長にはA子の母親の様子がこれまでと違って感じられたことがあった。傷痕が残ってしまうかしら?と話題にすると、「先生は形成と整形の違いもわからないのか」「この子は本当は前髪をあげたかったのに・・・」と批判的な言動があった。形成外科を受診していれば、もっと小さな傷で済んだ（かもしれない）、傷痕が残るかもしれない（女兒なのはどうしてくれるのか?）と思っていた。

また、A子から母方の祖母が入院していることを知り、同じ頃実母が亡くなった園長はそんなことを話題にしながら、気遣う声をかけた。「大丈夫です」と言われたが、後日その時点で亡くなっていたことを知り、気持ちが繋がっていない・自分が拒否されていると感じ、心が凍るような思いだった。どうやって信頼関係を回復したらいいかと途方に暮れた。A子B男の件すべてに自信がなくなり、自分がやってきたことがどうだったのか確かめたい気持ちと、整形外科で縫った後にこれから形成外科に行っても効果があるのかも聞きたくて、園長はショックな思いの中、自分の対応を園医にも確かめた。「適切だった。実際傷は治っているじゃないか。最初でも、これから形成外科に行っても同じこと。自分が説明してあげてもいいが、園医だから園の肩を持っていると思われるだろうね」という言葉は自分の中で大きな支えだった。

(6) その後、B男の母親が知り合いの看護師に日焼け止めクリームを塗るとケロイドになった傷痕が目立たなくていいと聞き依頼してきたので、園長は応じることにした。A子の母親にもどうかと声をかけるとお願いしますということで、保育者（時に主任や担任の場合もある）は、平成25年7月初めからずっと二人一緒に処置している。9時に登園すると、上下に引っ張られて傷口が開くのを最大限防ぐために遮光テープを何本も約2mmの短冊状にし、その一部を少しずつ重ねて貼って傷を塞ぎ（遮光テープのこの使い方は、B男の母親が知り合いの看護師から聞いてきて言い出した）、日焼け止めクリームを塗る。その後12時、15時（3時間ごと）にクリームを重ね塗りする。3月末、日焼け止めクリーム（私物）を返そうとすると、「これから陽ざしが強くなるので続けてほしい」と言われ、続けた。親の要求で始めたが、園長はやっている中で子どもが変わってきたと感じている。二人ともそれほどいろいろなことを話す子ではなかったが、職員室で日焼け止め処置をしていると饒舌で、こんな一面があったのか

という思いだ。今は親との信頼関係回復のためというより、子どもの変化が大きい。この子どもたちが大きくなった時、このひとは記憶に残らないだろうが、‘人（子どもや親）の気持ちを育てることが保育’と思っている自分には意味がある。卒園まで付き合っていこうと思う。

- (7) 平成26年夏、プール後、遮光テープがはがれてしまうため、貼り直す必要も出てくると、A子が「めんどくさいー」と言うことも出てきた。また、汗をかくのでテープを貼っている部分がかゆくなってきた。母親にその姿を伝え、午後は外にでないので三回（9:00 12:00 15:00）の処置のうち12時はテープを貼らずに直接日焼け止めを塗るようにした。15時には、その後の在園時間も短く、陽ざしも和らぐこともあって、短冊状ではなく普通にテープを切って貼ることもあった。8月末からは、母親にも話し、完全に、普通のテープの貼り方にする（8月～9月）。

11月、テープの貼り方は普通になったもののまだ日焼け処置をやっていた。母親は「もういいです」とは言わないのかと尋ねると、「まだ言われていない。①言ってくるのを待っている気持ちはある」と保育者。（朝から園でやるのが当然というわけねという私の言葉を受け、園長は）「お母さんはやってほしいのだと思う。こちらから言い出したことでもあり、母親がもういい（ありがとうございましたと言ってくれるかどうかは分からないが）と言うまでやっていこうと思う。その時、本当にわだかまりが解けたということになるのではないかと思う。昨年度末、（日焼け止めクリームを）お返ししようかなと声をかけたが、これから陽ざしが強くなるからと継続を求められた。何回もこちらから言うと、②やってくれていたけれど本当は嫌だったのかと思わせてしまうような気がする。遮光テープを貼り日焼け止めクリームを塗ることは、傷が癒えた今となっては効果があるとは思えない。しかし、控えめでなかなか自分の気持ちを出せなかったA子が、1日3回事務室に来て、日焼け止めクリームを塗り、会話をしたり遊んだりすることで、気を許し全面的に甘えてくるようになった。それは大きな成果だったと思う。「傷跡は残ってしまったが、先生はやさしく塗ってくれたな。そして一緒に遊んで楽しかった。心地よい時間だった」と思ってもらえたらいいと思う。保育園は子どもの心を育てる場所だと思っている。特に全面的に受け入れてもらえる安心感や、やさしさを感じてほしいと思う。母親に対しても同じように思っている。一と母親の思いをでき得る限り全面的に受け入れていく姿勢であった。

保育者自身がこの処置が治療としては不要であると十分わかっている、そのうえで、なお処置することが必要であると考えていた。

- (8) けがの件数は、24年度（園長着任）は9件、25年度は15件と増えた（すべて受診・治療を要したもの）。子どもたちの運動経験不足もあると思う。H26年から園として五年計画でけがをなくするための取組を始めた。園児の親に短期大学で運動遊びを教

えている人がいて指導を依頼し、手が出て自分を守れる子どもが育つ運動遊びや環境構成など考えていっている（H28年度以降も継続中/体を動かすことで小さなけがは増えたが、大きなけがは減っているとのこと）。

6. 小考察①：推察される親の思いの変容—5. に対応

5. - (1) (園もうちの子も気をつけてほしいが) とにかく大事にならずよかった。

[A子の母親]

5. - (2) うちの子をけがさせるなんてどういう保育をしているのか! その後の対応もまったくっていない。

[B男の両親]

5. - (4) すっきりした、わだかまりが解けた。

[B男の母親]

5. - (5) わが子の不注意とは言っても痕が残るのは困る。許せても、最大限最小の傷痕。形成外科の方が傷痕をきれいに縫えるとは知らなかった(迂闊だった)。園長から受診先の確認があった時に形成外科に気づくべきだった。園長も経験がありそうなのになぜ形成外科を勧めてくれなかったのか。最初の段階で、もし園長が形成外科を勧めてくれていたら…。

[A子の母親]

傷痕の日焼けを本当に気にしているなら、家を出る時に塗って登園させる。この処置を聞きつけ依頼してきたB男の母親は、朝、家からやってきていた。だが、A子の母親には、園長が声をかけたことでもある。また登園後、園でやってもらうところに園内で起きたけがは園の責任、園で対応するのは当然という思いがある。縫合当初はともかく一年以上経過した段階では、傷痕部分への日焼け止め対策は、前髪を垂らしているので見えにくいとは言っても、かえって傷痕部分を目立たせるとも取れ、本当に必要かは疑問だが、やってもらうことで園や保育者に対するしこりは薄れていっていると考えられる。

7. 小考察②：保育者のかかわりの推移・揺れの変容—5. に対応

5. - (1) 安全の見直し・再確認

同じ場所、パターンのけがの再発を防止すべく、環境構成と注意喚起を図る必要に迫られる。

5. - (2) 相次いだけがへの、また・・・という思いと混乱

謝罪の言葉だけでなく具体的な改善策（文書）を求められたことは手痛かった。B男の父親の職業柄からは、もっともなことだと分かっている、信頼関係のなさに気持ちは落ち込んだ。

5. - (3) 親の要求を真剣に受け止めて

直面した保護者の批判と要求をとことん話し合うことで、職員集団としての結束も強まった。園長として、よくぞ言ったという思いもある。

5. - (4) 担任への心配・気遣い

保育経験二年目の担任はとても親と一対一では対応できない、潰れてしまうのではないかと。

5. - (5) 親の批判に対する大きなショックと冷静な検証

けがを負わせたことを本当に申し訳なく思い、責任者として最大限善処することは言うまでもなく、ショックを抱えつつ、同時にその時の自分の判断と対応を捉え直し、是非を確かめる動きを見せる。

5. - (6) 受容

づらいが園でのけがであり、親の要求に添うことで母親が抱えている気持ちのしこりが少しでも癒されればと願う。軋轢や感情のもつれがひとまず解消した安堵感もあり、自分が一保育者としてA子、B男への理解を更新している。

5. - (7) 自分のかかわりに意味を見出す

波線①②の保育者の言葉は、保護者との関係に薄氷を踏むような思いを残していることを感じさせるが、保育者側に子どもとのかかわりの手ごたえもあって、覚悟を決めてかかわっている。

5. - (8) さらに進めて

単なる受容ではなく、けがの処置をめぐるA子B男とのかかわりに自分で意味を見出すことができるようになると、起きてしまったことへの対処だけでなく事柄の本質に目が行くようになり、当該の事柄（けが・安全）に視野を広くもち、建設的な志向をするようになっていく。

8. 小考察③：

・園の規模の問題と一人一人との向き合い方

一人一人が関心をもった遊びの充実を中心とした保育を目指しているが、在園児 262 (H26 年度、定員 270) 名、(乳児は別にしても) 全員が自然に入り乱れて遊ぶというより、時間で保育の流れを区切る、戸外で好きな遊びをする際もクラスごとに時間を設ける、数クラス一斉に出ると場所を指定した遊び方になりやすい。こういう園の日常にあって、傷痕のケアという不幸な状況が図らずも職員室でより一人一人と向き合う特別な機会となり、子どもも継続的に細やかに手をかけ気持ちを寄せてもらう中で、自分を饒舌に表していると考えられる。

・小さなけがを理解してもらう機会の少なさ

三分の一が従来からの住民、二分の二が他所からの方という土地柄である。保護者会はあり活動しているが総会がなく、活動報告は紙面のみの報告で済ませている。小さなけがの起こりうる可能性とそれらをすべて排除することのデメリットなどについては、入園前の説明会(一日入園)の時に話す以外は、時々年齢だよりに入れてもらうくらいで十分とは言えない。直接話す機会が少ないので、保護者にどれだけ届いているかは疑問であり、これ以外に伝え方の工夫の余地はなかったのかは課題であったと思う。

9. 関わりの総括～インタビューから

(1) 卒園時までやって、親はどうであったか

卒園式の際の親の様子に格別の感謝はないが、日頃から感情を表に出さない方なので違和感はない。自分も感謝されるためにやっていたのではない。だが4月早々、園児がインフルエンザで亡くなった。A子の近所の子でA子とも親しく、その死をどう子どもに伝えるか悩んだ母親が園に相談に来た。自分は退職したが、自分が不在時に傷のケアをしてくれていた主任が残っていて、対応してくれたと聞いた。就学間もなくで小学校との関係が薄いということもあったかもしれないが、園(の主任)を頼ってくれたことに、自分がやってきたことは無駄ではなかったと思う。

(2) 卒園時までやって、子どもはどうであったか、変化はあったか

二人とも饒舌な方ではないが、職員室ではいろいろ話した。癒えた傷の処置だが、処置をしながら話をしたり遊んだりする時間を大切にしてきた。今振り返ってもやって良かったと思う。大きくなってどれだけ覚えているかは分からないが、傷が残ってしまっ

たが、園長先生との時間は心地よかったと思ってくれたらいいな [保育者の願い] と思い続けてきた。

(3) 園長として担任への対応はどうであったか

庇いがちだったがよくなかった。つらくても当人同士が向き合ってよかった。乗り越えるのに必要だったと思う。

(4) 職員集団としてはどう考えたのか

各職員が自分にも起こり得ることと真剣に受け止め、一緒に考えてくれ安全への意識を共有できた。忌憚のない本音も出て、ここだけのことだがよく言った!と溜飲が下がる意見もあり、本音で意見を出し合う経験もできたと思う。

(5) 園としてのその後の対応はどうか

安全な環境や保育士の配慮は不可欠だが、それだけではけがを防げない。日頃から子どもが自分の身を守る力の低下にも目を向けていく必要を感じており、体幹を鍛える運動遊びを取り入れた。保育士と子どもの両面から考えていきたかった。けがは全面的に子どもに非があると思っていると誤解されるのではないかと思い、両児の保護者に直接は話さなかったが、理解してもらい家でも取り組んでほしいと思い、取り組みの様子や親子でできる運動遊びを紹介した通信を出した。自分の退職後も運動遊びへの取り組みは継続されており大事なことだと思う。

10. まとめ: けがへの親の要求をめぐって、園長のかかわりを支えたもの

①園に寄り添う、医療知識のある専門家の存在。

受診科に関する親の非難の言葉・矛先にその時の自分の判断と対応を捉え直し、是非を確かめずにはいられない。適切だった、実際傷は癒えているじゃないかという園医の言葉は、園長が親に対する様々な思いを収めて、今自分がすべきことを求めて親の思い・要求を受容できるようになるのに大きな力となったと考えられる。

②保護者の在り方への率直な疑問を共有しつつ、共に考え合える同僚の存在。

けがの処置、親の状況を役所に報告した際、もしほんの少しでも責められるようなことがあれば、こういう時だけに余計つらいことであろう。保護者から連絡やクレームがあればしっかり対応するという子ども課長(元保育士)の応対、ここだけのことだがよく言った!と溜飲が下がる年若い保育者の忌憚のない意見など、本音で意見を出し合うことで、責任者として救われる部分があったと考えられる。

③子どもの変容のプロセスを追う中で気づいた、子どもに対する自分なりの発見や子ど

もの変化。

保育者が願っている方向に（子どもや親が）変わると保育の成果があったことになるが、保育者の仕事はそこまで立ち会えないことも多い。園長の願いの達成如何は未知である。運動遊びの強化を大事としながらも、真の所で保護者との関係に一抹の不安がないわけではなく、一般化へのすり替え（運動能力の低下）の懸念はあるが、自分のかかわりと子どもの変容のプロセスを自覚的に捉えられる手ごたえがある。

以上、園内外からの支えと、子どもの変容を自覚的に捉えられる自身の育ちの三点が、約二年間坦々と癒えた傷の手当てをすることを可能にしていると考えられる。とりわけ園長はどういう困難な時にも最終責任者として保育の最前線で親に向き合わざるを得ない。どんな職業の長にもある孤独は園長という職位にもある。①や②のような周囲からの支えはもちろん大きな力になるであろうが、それだけではなく、自分なりに自身の保育行為を自覚化し子どもにとっての意味を見いだせることが、結局は自分の窮地を自分で支えていけるものになっていくのではないだろうか。

11. おわりに

乳幼児の愛らしさの陰に隠れて忘れられがちだが、保育者は子どもを健やかに育てると同時に保育の場には健やかさを損なう危険性もある。しかも、乳幼児は自身に責任能力はなく、自身の不注意で起きたけがや事故も、園内で起きれば、園、保育者側の責任である。在園時間も延びている。親のわが子への愛情を考えれば、傷痕はほとんど分からないからもう大したことはないと簡単に言うこともできない。それが保育者の立場である。ここにあるのは親の非難の矛先を受け止めつつ、一人一人の子ども理解という保育の基本を手放さないことで、けがをさせたA子B男という個をよく見ることが保育全体を見直すことに繋がっていく姿である。

公立園のため園長以下職員は変わったが、継続中の運動遊びの強化の成果については、今は保育実践と取り組みの推移を見守ることとして、その検討については次の課題としたい。

付記

本稿はその一部を日本乳幼児教育学会第24回大会、及び日本教育学会第75回大会にて発表したものを加筆、修正したものである。

謝辞

できれば触れてほしくないことについての聞き取りとインタビューに何度も快く応じてくださり、ご退職後も本稿の記載に何度も目を通していただき、本紀要への掲載・公表をご承諾いただいた元園長先生に心より感謝申し上げます。

引用文献

- 1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター学校管理下の災害
http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h28honpen/pdf/sanko_10_03.pdf
(情報取得 2016/11/20)
- 2) 3) 内閣府(編)内閣府子ども・子育て本部(2016)「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について。
http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/jiko_taisaku.pdf(情報取得 2016/11/4)
- 4) 厚生労働省編(2008). 保育所保育指針解説書. フレーベル館.15
- 5) 同上. 20-21
- 6) 同上. 58
- 7) 同上. 59
- 8) 9) 10) 同上. 60
- 11) 同上. 66
- 12) 同上. 154
- 13) 小澤文雄(2014). 幼稚園・保育所における保育中の死亡・障害事故の分析・検討(1) - 独立行政法人日本スポーツ振興センターのデータを利用して -. 東海学園大学研究紀要, 19.47-65
- 14) 添田久美子・石井拓児(2015). 事例で学ぶ学校の安全と事故防止. ミネルヴァ書房. 19
- 15) 笠次良爾. 学校管理下における児童生徒のケガの特徴について. KANSAI学校安全6.3
http://www.jpnsport.go.jp/anken/Portals/0/anken/branch/osaka/pdf/kansai6_kikou.pdf
(情報取得2016/11/18)
- 16) 17) 塩原智子・脇坂幸子・柄澤邦江(2013). 保育所の「健康及び安全」に関する業務の在り方についての検討～保育士が困難と感じる業務と課題～日本保育学会第66回大会発表要旨集. 630
- 18) 19) 木曾陽子(2011). 「気になる子ども」の保護者との関係における保育士の困り感の変容のプロセス—保育士の語りの質的分析より—. 保育学研究, 49 (2). 84-95
- 20) 鈴木佐喜子・堀江まゆみ・若松美恵子・喜多村純子(1999). 「保育者と親の食い違いに関する研究—保育, 子育ての問題を中心に—. 保育学研究, 37 (2). 72-80
- 21) 日浦直美(1993). 保育者が当面する問題点と課題—イギリスの保育実践から学ぶ—. 保育学研究, 31. 41-47
- 22) 鶴谷圭一. 幼稚園の現場からⅦ・園での怪我(事故)とその対応
<http://www.humanservices.jp/magazine/vol7/12.pdf>(情報取得 2016/11/20)

参考文献

- ・拙稿(2014). ある園での子どものけがをめぐる親の要求と保育者のかかわり
日本乳幼児教育学会第24回大会 広島大学大学院教育学研究科. 246-247
- ・拙稿(2016). ある園での子どものけがをめぐる親の要求と保育者のかかわり2
日本教育学会第75回大会 北海道大学. 308-309

(2017年3月24日受理)